

アメリカン・エクスプレスのビジネス・カード会員規約新旧対照表（傍線部分は改正部分。）

表紙

改訂前	改訂後
アメリカン・エクスプレスの ビジネス・カード会員規約 アメリカン・エクスプレス・インターナショナル, Inc. 〒105-6920 東京都港区虎ノ門4丁目1番1号 JP004002L-02/26	アメリカン・エクスプレスの ビジネス・カード会員規約 アメリカン・エクスプレス・インターナショナル, Inc. 〒105-6920 東京都港区虎ノ門4丁目1番1号 JP004002L-09/26

改訂前	改訂後
第10 条（カード利用代金等の支払い） 1. 当社は、カード利用代金等を、追加カード会員がいる場合はそのカード利用代金等もあわせて、別途定める毎月の所定日に締め切り、一括して基本カード会員宛に『ご利用代金明細書』を交付します。『ご利用代金明細書』の交付は、原則として、電磁的方法により行われるものとします。基本カード会員は当社所定の方法により、『ご利用代金明細書』をインターネットで閲覧することができます。ただし、当社がカードご利用代金明細書の送付を必要と判断した場合は、『ご利用代金明細書』を郵送にて送付する場合があります。また、基本カード会員が『ご利用代金明細書』の郵送を希望する場合は、基本カード会員宛に『ご利用代金明細書』を送付します。当社は、会員がこの『ご利用代金明細書』を閲覧できるようになった時（郵送にて送付される場合にはこれを受け取った時）から、2 週間以内に会員からの申し出がない限り、この『ご利用代金明細書』の内容について承認いただいたものとみなします。カード利用代金等は、その『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日（ただし、同日が金融機関の休日の場合は翌営業日とします。）に、法人会員または個人区分申込の場合は基本カード会員	第10 条（カード利用代金等の支払い） 1. 当社は、カード利用代金等を、追加カード会員がいる場合はそのカード利用代金等もあわせて、別途定める毎月の所定日に締め切り、一括して基本カード会員宛に『ご利用代金明細書』を交付します。『ご利用代金明細書』の交付は、原則として、電磁的方法により行われるものとします。基本カード会員は当社所定の方法により、『ご利用代金明細書』をインターネットで閲覧することができます。ただし、当社がカードご利用代金明細書の送付を必要と判断した場合は、『ご利用代金明細書』を郵送にて送付する場合があります。また、基本カード会員が『ご利用代金明細書』の郵送を希望する場合は、基本カード会員宛に『ご利用代金明細書』を送付します。<u>基本カード会員が『ご利用代金明細書』の郵送を希望する場合は、ご請求月ごとに当社所定の手数料を当社にお支払いいただきます。手数料につきましてはウェブサイト(go.amex/statement)をご確認ください。</u>当社は、会員がこの『ご利用代金明細書』を閲覧できるようになった時（郵送にて送付される場合にはこれを受け取った時）から、2 週間以内に会員からの申し出がない限り、この『ご利用代金明細書』の内容について承認い

が指定するお支払い口座から自動振替の方法によりお支払いいただきます。なお、当社指定日に自動振替ができなかった場合には、一部金融機関との約定に基づき、指定日以降再度全額または一部を自動振替することができるものとします。ただし、法人会員または個人区分申込の場合は基本カード会員は、あらかじめ当社の同意を得た場合のみ、この支払方法を当社指定の銀行口座への振込による方法に代えることができるものとし、この場合には、『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日を支払期日とします。	ただいたものとみなします。カード利用代金等は、その『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日（ただし、同日が金融機関の休日の場合は翌営業日とします。）に、法人会員または個人区分申込の場合は基本カード会員が指定するお支払い口座から自動振替の方法によりお支払いいただきます。なお、当社指定日に自動振替ができなかった場合には、一部金融機関との約定に基づき、指定日以降再度全額または一部を自動振替することができるものとします。ただし、法人会員または個人区分申込の場合は基本カード会員は、あらかじめ当社の同意を得た場合のみ、この支払方法を当社指定の銀行口座への振込による方法に代えることができるものとし、この場合には、『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日を支払期日とします。
第13条 1.～2.（略） 3.基本カード会員は、メタル製カードの再発行について、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。	第13条 1.～2.（略） 3.基本カード会員は、<u>カードの再発行</u>について、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。
（2026年2月5日改定）	<u>（2026年9月15日改定）</u>

個人情報の取扱いに関する同意条項および重要事項

改訂前	改訂後
第5条（契約の不成立および会員資格取消・退会の場合） 1.（略） 2. 当社は、カードの表面または裏面に刻印されているカード有効期間の経過、退会、会員資格取消等により会員資格を喪失した後においても、第1条第1項および第2項（9）ならびに第2条に定める目的で、法令等または当社が定める所定の期間、個人情報を保有し、利用します。	第5条（契約の不成立および会員資格取消・退会の場合） 1.（略） 2. 当社は、カードの表面または裏面に刻印されているカード有効期間の経過、退会、会員資格取消等により会員資格を喪失した後においても、第1条第1項、<u>第2項（6）および</u>（9）ならびに第2条に定める目的で、法令等または当社が定める所定の期間、個人情報を保有し、

	利用します。
(2026年2月5日改定)	<u>(2026年9月15日改定)</u>